



福島医発第 1978 号 (地)
令和元年 10 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更等について

さて、標記質問票の変更等については、令和元年 10 月 10 日福島医発第 1825 号 (地) にてお知らせしておりましたが、今般、福岡県後期高齢者医療広域連合より、令和 2 年 4 月 1 日から「後期高齢者の質問票」への変更を予定している旨のご連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

1 福高医健第133号

令和元年10月10日

公益社団法人福岡県医師会

会長 松田 峻一 良 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 中尾 昌弘



後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更等について

平素より当広域連合の事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では、貴医師会の御協力のもと、福岡県後期高齢者健康診査事業を実施しているところです。

今般、厚生労働省から、フレイルなどの高齢者の特性を把握するための新たな質問票として策定した、別添に示す「後期高齢者の質問票」について、令和2年度以降の後期高齢者医療制度の健診での活用を要請する通知がありました。

また、厚生労働省は、公益社団法人日本医師会に対しても、別添のとおり質問票の変更に係る協力要請をなされているところです。

当広域連合に於いては、要請に基づき、令和2年度以降の福岡県後期高齢者健康診査事業から別添に示す「後期高齢者の質問票」への変更を予定しています。

つきましては、貴医師会におかれましても、下記について貴会会員の皆様への御周知をはじめ、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 厚生労働省からの要請内容

令和2年度以降の福岡県後期高齢者健康診査事業から別添に示す「後期高齢者の質問票」への変更及び変更に伴う電子的な標準様式等の仕様について

2 質問票の変更日

令和2年4月1日

以上

((問い合わせ先))

福岡県後期高齢者医療広域連合

健康企画課 健康企画係 今宮

TEL 092-707-3029 FAX 092-651-3120

E-mail: tekisei@fukuoka-kouki.jp



各医師会通知

後期高齢者の質問票

	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が 食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることが ありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2～3kg以上の 体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が 遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上 していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」 などの物忘れがあると言われていま すか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時が ありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いが ありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる 人がいますか	①はい ②いいえ

保 高 発 0919 第 1 号
令和元年 9 月 19 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公 印 省 略）

後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度の健診については、制度発足当時より特定健診の項目に準じて実施しており、質問票についても特定健診に準じて「標準的な質問票」を活用してきたところである。

しかしながら、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において、平成 28・29 年度に後期高齢者医療制度事業費補助金を活用して実施した低栄養防止・重症化予防のモデル事業の検証を進める中で、「標準的な質問票」はメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなど的高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえないことが課題とされ、平成 30 年 4 月に公表された「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に、引き続き検討すべき事項としてより適切な質問票の必要性が求められてきた。

これを踏まえ、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において検討を重ね、フレイルなど的高齢者の特性を把握するための新たな質問票として別添に示す「後期高齢者の質問票」を策定したところであり、既に当該質問票の策定の経緯については、令和元年 7 月 5 日付け事務連絡で周知したところであるが、改めて正式に通知する。

また、改正健康保険法（令和元年法律第 9 号）に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が令和 2 年度から施行が予定されているところであり、高齢者の多面的な課題に対応した保健事業の充実が目指されている。こうした中で「後期高齢者の質問票」は、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとして国保データベース（KDB）システム等にデータ収載し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握して、受診勧奨や保健指導等の対象者の抽出を簡便に行うことが可能となるなどの効果も期待されるものであり、令和 2 年度以降の健診等においてご活用いただきたい。

「後期高齢者の質問票」への変更に伴う電子的な標準様式等の仕様については、別途通知させていただくので、併せてご参照されたい。

なお、国民健康保険団体連合会が管理する特定健診等データ管理システム及び KDB システムについては、令和元年度中に改修を完了できるよう準備を進めているところである。

事 務 連 絡
令和元年 7 月 5 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度の健診については、制度発足当時より特定健診の項目に準じて実施しており、質問票についても特定健診に準じて「標準的な質問票」を活用してきたところである。しかし、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において、平成 28・29 年度に後期高齢者医療制度事業費補助金を活用して実施した低栄養防止・重症化予防のモデル事業の検証を進める中で、「標準的な質問票」はメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなどの高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえないことが課題とされ、平成 30 年 4 月に公表された「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に、引き続き検討すべき事項としてより適切な質問票の必要性が求められてきたところである。

これを踏まえ、今般、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において検討を重ね、フレイルなどの高齢者の特性を把握するための新たな質問票として別添に示す「後期高齢者の質問票」を策定し、令和 2 年度以降の健診において活用していただくこととしているため、ご了解いただきたい。

については、各後期高齢者医療広域連合においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を進めるためにも、「後期高齢者の質問票」を活用していただくことが重要であり、この質問票を使用することができるよう健診実施機関等と必要な調整を行っていただきたい。

なお、国民健康保険団体連合会が管理する特定健診等データ管理システム及び国保データベース（KDB）システムについては、令和元年度中に改修を完了できるよう準備を進めているところである。